

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 猶予届出に必要なこと (2/2)

やむを得ない事情

必要事項

(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局

令和5年3月31日まで

- ・ 猶予届出※を提出してください。

改築工事完了/臨時施設終了

- ・ オンライン資格確認の運用を開始してください。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトから[運用開始日の登録](#)をしてください。
(運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局

令和5年3月31日まで

- ・ 令和6年秋までの具体的な廃止・休止時期が決まっている施設については、猶予届出※を提出してください。

令和6年秋まで

- ・ オンライン資格確認の運用を開始してください。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトから[運用開始日の登録](#)をしてください。
(運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

- ・ 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合
- ・ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合
(目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である)
- ・ その他例外措置又は(1)~(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

令和5年3月31日まで

- ・ 猶予届出※を提出してください。
- ・ 猶予届出の添付文書として、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類をご用意ください。
- ・ 個々の事例について疑義が生じた場合には、医療機関等の所在地を所管する[地方厚生\(支\)局](#)を通じて厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室に照会してください。

困難な事象の解消

- ・ オンライン資格確認の運用を開始してください。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトから[運用開始日の登録](#)をしてください。
(運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。